青森県環境影響評価審査会の意見

（（仮称）下北ウィンドファーム事業環境影響評価方法書）

１　コウモリ類の調査について、対象事業実施区域の南側における生息状況を十分に把握できるよう、適切な調査地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

２　一般鳥類の調査（ポイントセンサス法）について、対象事業実施区域の南西側の生息状況を十分に把握できるよう、適切な調査地点の位置、地点数を再検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

３　一般鳥類の調査について、ポイントセンサス法及び任意観察調査では、個体数が少ない種や夜行性の種などの生息状況を把握できないおそれがあることから、調査地域を網羅できるように複数の調査地点を設定した上で、繁殖期における夜間及び早朝の自動録音調査を実施すること。

４　希少猛きん類等の調査について、対象事業実施区域外の南西側に調査地点が設定されておらず、生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、南西側における適切な調査地点の位置及び地点数を再検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

５　渡り鳥の調査について、対象事業実施区域及びその周辺は、渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、夜間の渡りの状況を把握するため、春秋の渡りの時期にレーダー調査の実施を検討すること。

６　植物相及び植生調査について、風力発電機設置想定範囲を考慮した調査地点、調査範囲を再検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

７　対象事業実施区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が多数存在することから、これら事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

８　対象事業実施区域には、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、その機能低下を招かないよう、同区域から保安林を除外すること。

９　対象事業実施区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が存在することから、風力発電設備の規模や配置等の検討に

当たっては、土砂の崩壊または流出のおそれが高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は低減すること。